

## 令和8年2月総会議事録

1. 招集通知日 令和8年1月26日
2. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後1時30分から午後2時
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員12名)  
会長 8番 高橋 正  
会長職務代理 1番 岡部 公史  
副会長 2番 網野 和夫、4番 古家 勝夫  
3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、6番 守屋 光泰  
7番 小俣 幸市、10番 奈良 壽弘、11番 高橋 範朗  
12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、  
  
(推進委員12名)  
細川 正一、小田 廣幸、大庭 正廣  
中村 誠、不動田 典、大神田 眞、平本 美好、  
原田 芳仁、山下 雅一、上原 千歳、  
高橋 純一、白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員2名)  
9番 山崎 範夫、14番 冨澤 太郎  
(推進委員2名)  
小俣 和利、上條 政教
6. 議事日程  
第1. 議長選出  
第2. 議事録署名委員の指名  
第3. 農地法に基づく許可案件の審議  
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員  
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也  
農業委員会担当 白井 藍

## 8. 会議の内容

事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和8年2月農業委員会総会を始めます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を網野和夫会長職務代理よりお願いします。

網野和夫副会長 ただ今より2月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。

全員 ～互礼～ よろしくをお願いします。

事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。  
続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。

高橋会長 ～挨拶～

事務局 ありがとうございます。

～議長選出～

議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、7番小俣幸市委員と、13番石井太郎委員をお願いいたします。

それでは議題に移ります。本日の案件は農地法第3条の規定による許可申請が3件、農地法第4条の規定による許可申請が2件、農地法第5条の規定による許可申請が3件となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～議案説明～

議長 ありがとうございます。  
それでは、農地法第3条の規定による許可申請1件目は上野原地区

になります。説明を担当の上原さん、お願いします。

説明委員 地区担当の上原です。2月17日に現地調査を行いましたので結果を報告します。資料2、3ページになります。立会人は譲受人の〇〇さん農業委員会から高橋会長、奈良委員、事務局の瀧森リーダーと臼井さんです。申請地は上野原地区〇〇の西側、〇〇の東側の水田が広がる農用地内に位置します。  
譲渡人は高齢で農業に従事することは極めて困難ということです。譲受人は申請地を新たに自作地として所有し、農業に従事したい旨の申請です。譲受人は耕運機を新規購入し、根菜類や水稻栽培等、耕作意欲を持っています。このことから問題ないと思います。以上報告します。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。そのほかになにか質問ございますか。  
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については可決されました。  
次に農地法第3条の規定による許可申請2件目も上野原地区になります。説明を担当の上原さん、お願いします。

説明委員 地区担当の上原です。2月17日に現地調査を行いましたので結果を報告します。資料4、5ページになります。立会人は譲受人の〇〇さん農業委員会から高橋会長、奈良委員、事務局の瀧森リーダーと臼井さんです。  
〇〇の向かい側にあり譲渡人の所有する土地に隣接する場所に位置しています。譲渡人は申請地に至る容易な進入路がなく、これまで難儀していることから申請地を処分することにしました。譲受人は申請地を新たに自作地として所有し、農業に従事したい旨の申請です。譲受人は耕運機を新規購入し、根菜類を栽培したいと耕作意欲を持っています。このことから問題ないと思います。以上報告します。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご

質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
続いて、農地法第3条の規定による許可申請3件目は後ほど説明します。先に農地法第4条の規定による許可申請になります。説明を担当の平本さん、お願いします。

説明委員 島田地区担当の平本です。2月19日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請代理人の〇〇、農業委員会から高橋会長、地区委員の佐藤さん及び市の担当者で行ってきました。場所は島田〇〇地内で、〇〇の〇道を南側に行きますと、〇〇があります。その横の〇〇を約400mほどいったところが申請地です。〇〇が昔ありましたがその近くです。  
申請地は鶴島〇〇、〇〇、〇〇の3筆で541㎡です。  
申請譲受人は〇〇、〇〇の2筆について駐車場及び家の進入路として利用。〇〇については車の旋回場所及び農機具置場等として利用したいの申請です。駐車場については近所の3名の契約書も添付されています。現に使用しているため始末書が添付されています。申請人は今後このようなことがないように深く反省しておりました。公道等に隣接し、問題ないと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
次に、農地法第4条の規定による許可申請2件目は上野原地区です。地区担当の上原さん説明をお願いします。

説明委員 地区担当上原です。資料10ページ11ページをご覧ください。2月

17日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の〇〇、代理人の〇〇、農業委員会から高橋会長、奈良委員、事務局の瀧森リーダーと臼井さんです。

申請地は上野原地区の〇〇、〇〇の一本西側の通りで〇〇、〇〇の北東側に位置するところになります。申請理由は住宅を建築し貸家として利用したい旨のものですが、すでに平成元年に住居が建設されているため始末書も提出されています。

申請地は都市計画用途地域内にあり、また隣接耕作者の同意もあります。以上報告します。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
ないようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
次に、農地法第5条の規定による許可申請1件目は上野原地区です。上野原地区の上原さん説明をお願いします。

説明委員 地区担当上原です。資料10ページ12ページをご覧ください。2月17日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の〇〇、農業委員会から会長の高橋さん、奈良委員、事務局の瀧森リーダーと臼井さんです。  
申請地は上野原地区の〇〇、〇〇の一本西側の通りで〇〇、〇〇の北東側に位置するところになります。  
譲受人は分譲住宅3棟を建築する計画です。申請地は都市計画用途地域内にあり、周辺は著しく宅地化が進んでいる地域です。以上報告します。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
ないようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請2件目は島田地区です。担当の平本さん説明をお願いします。

説明委員 地区担当平本です。資料13ページ14ページをご覧ください。2月19日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。立会いは申請人代理の〇〇、農業委員会から会長の高橋さん、地区委員の佐藤さん、事務局2名で行なってきました。場所は鶴島の〇〇地区になります。〇〇の〇道を〇〇方面に行きますと〇〇地区に入ります。〇道の〇〇より300m行った左上が申請地です。申請地番は〇〇の一部、16㎡です。申請賃借人は〇〇でアンテナの基地局の一時的な移転のための一時転用です。現在〇〇の一部にアンテナ基地があります。平成22年に建てた基地局の下に土砂がたまり、機器への影響が懸念されます。そのため基地局を一時的に同地番に移設し、土砂の撤去を行うための申請です。工事にあたり、基地局の土砂撤去と伴う機器移転することについて隣接地権者より同意書が添付されており問題ないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 ひとつ教えてほしいのですが、一時的な利用でも転用の申請が必要なのでしょうか？

事務局 一時的な転用であっても通常の転用手続きが必要です。使用後は農地に戻す必要があるため、事業者には「復元計画書」も添付してもらい、農地に戻すところまでやってもらいます。

議長 常設審議会でも毎月審議している中でも規模の大きな一時転用の案件いくつか審議をしました。他に何か質問ありますか。ないようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
次に、農地法第3条の規定による許可申請と農地法第5条の規定による許可申請について12月に適格証明の発行で審議した案件のため、事務局から説明をお願いします。

事務局 12月に公売で適格証明を発行した方が落札をしたため、今回本申請となります。適格証明の際の審議と同様の内容になってしまいますので簡単に説明いたします。  
地図15ページ裏に写真があります。申請地は〇〇から北東方向に約100mの場所に位置しています。  
第3条の申請人、〇〇は〇〇で5191.54㎡耕作を行っており、申請地ではじゃがいもを栽培する予定で営農計画書が提出されています。  
第5条は〇〇が代表と務める〇〇が資材置場として利用する計画です。この会社は〇〇市中心に土建業を営む会社です。今後、上野原市や大月市などの東部エリアでも仕事が増えてきたため、軽トラや土砂などを置いておくために利用したい、という申請です。  
問題無いと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。  
ないようでしたら、まず第3条の議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
次に第5条の議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。  
続いて、次回総会日程について事務局をお願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和8年3月25日(水)

議長 その他に何かありますか。

無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして2月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶を古家勝夫副会長よりお願いします。

(古家勝夫副会長挨拶)

全員 ~互礼~ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和8年2月26日

会議書記 白井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印